

9条運動をこれからどのように進めていくか

～地方自治との関連において～

菊川市憲法9条の会 山内一徳

1、9条を擁護する事は憲法を擁護する事と同じである。

憲法とはいったい何か、それは私たちの社会と暮らしのあり様を基本的に定めているものであり、その仕組は私たちの生活の土台を様々な側面から基本的に支えてくれている。あるいはまた、どのような社会のあり方を目指していくべきか、という事において私たちのものの考え方の方向を指し示しているといってもいい。

その中で9条は日本国憲法の中核を占める位置にある。たとえば憲法の三原則は、小学校の教科書にも扱われているように「国民主権、平和主義、基本的人権の尊重」であるのだが、9条の考え方はこれらの諸原則と相即不離の不可分な関係にあるといっている。すなわち9条が守られなければ、これらの原則は成立し得ないし、これらの原則が実現する事によって、9条もまた守られていくのであり、それは例えばきわめてわかりやすい例を挙げるとしたら、18条での苦役の禁止が徴兵制への壁になっている事や、13条の幸福追求権や前文の平和的生存権が9条の土台になっていることなどでよく理解できるだろう。

したがって、憲法9条を守る事は日本国憲法を守っていく事なのであり、そのために何よりも大切な事は、憲法の諸原則を、主権者たる私たちが正しく理解して、我とわが身に引き寄せ自分の課題にして、自分を守る手段として骨肉化することである。そしてそのようなしつかりとした自覚をもった主権者を一人でも増やしていけば、それはおそらく最後の関ヶ原の闘いであろう国民投票において、改憲NOの投票をする側に立つであろう事は確かだろうと思われる。つまり護憲運動とは、そのような、主体的自覚的な主権者を発掘し育てていくという、言葉の本質的な意味における教育の問題でもあるのだ。そしておそらく我々の運動の展望はここにあるのではないか。

ではどうしたらいいのか。考えてみると我々の住む現代の社会は、決して憲法の諸原則が明確にされて、それが実現していく過程にある社会ではない。憲法が守られず、憲法が活かされているといえる社会ではない。しかも問題は深く山積しているのだが、それは我々の日々の暮らしの中では、深く沈潜してよく見えなくなっており、その上をどんよりとした日常性の河が覆っている。

ではどうするか。問題を顕在化させ、公然化する事である。問題は、そこにあるだけでは問題ではない。誰かが、それを掘り起し問題であると声をあげてこそ、はじめて問題になる。(問題の顕在化)そして、その問題を皆の問題として、その問題を囲んでいる人たちに「あなたはどう考えるのか」とその態度の表明を迫っていかなくては「皆の問題」にはならないのである。(問題の公然化)そのような方向を持って、日々の暮らしの中にある、憲法原則の実現をはばんでいるような問題に対して、運動を取り組んでいくべきであろう。

さらに又、問題は抽象的ではなく具体的で身近なものであること。つまり誰もが、手元に引き寄せて、身につまされる問題として、はっきりとその全容が見える事が大切である。そのような経験を積み重ねる事で、我々の主権者としての自覚は成長し、その力量は広がり深化していくと思うし、そうであらねばならない。そしてその先に国民投票の場において、ためらいなく確信をもって9条を守る行動にたちあがる主権者の姿を想像する。

以上のような観点で、従来のような9条を擁護する運動とともに、私たちは地元自治体の議会改革の問題を取り上げてきた。最後に、そのような取り組みについての我々の部内討議資料の一文を引用しておきたい。これは後述する議会請願書提出後のものです。

「ぼくらの民主主義なんだぜ！！！」

私たちの望む事は、この菊川の町を動かす、そして私たちの暮らしの方向を決めてしまうような、この街における政治の進め方というきわめて身近な事柄が、ごく普通の常識の世界で進んでほしいという事なのです。人間が沢山集まってこの世の中を作りました。ところが人の数が多くなるほど、この世の中の問題は、いろんな考え方や利害関係が関係してきて、簡単には決められなくなります。そこで長い時間と、沢山の失敗経験を積み重ねて、議論の折り合いのつけ方や、ものごとの決め方についての方法を考え出しました。その元になっている考え方が、憲法に代表される「民主主義」というものになったのです。そして民主主義における失敗は、時に世の中を狂わせて人の命さえ奪います。

だから、民主主義は決して難しい話などではなく、東京の偉い人たちだけが考えているような話ではないのです。何よりもまず「民主主義」は、私たちが暮らしているこの場所から始まるのです。そしてそれを実行するのは、私やあなた、つまりみんななのです。

まともな、みんなの暮らしや希望を託せる、ぼくらの未来を託せる菊川市であってほしい。そういう事を中心として議会は働いてほしい。心からそう思います。民主主義は、そしてその中心と成る憲法は「ぼくらの民主主義、ぼくらの憲法」なのですから。

できるだけ沢山の人に決して請願書に込めた思いはひとつごとではない、そう考えてほしいと思います。

2、なぜ自治体議会に注目するか

いま、全国的に地方議会の状況には、多くの問題があり、ついには高知県大川村のように議会廃止論まで出てきて、地方議会のあり方に関心を持つ人たちに大きな衝撃を与えた。そして菊川市議会もまたその例外ではない。平成28年11月に菊川市議会が行った市民意識調査でも、その傾向がはっきりと認められる。

※ 市民の意見が議会に反映されていない。反映されているかよくわからない。 74.9%

※ 議会に意見や要望を伝えた事がない 88.5%

※ 議員として働いてみたいとは思わない 85.2%

ここから見えてくるのはまず議会というものが市民に支持、信頼されていないという現実であり、議員と住民の隔絶感である。いま、地方議会の問題点として全国的に指摘されている事に、議員の「広聴機能の低下」という事がある。広く住民の声を吸い上げて、それを行政に届けつなげていく能力が低下しているというのである。自分たちの暮らしの中での問題を解決するのに、果たして議員たちは自分たちのために動いてくれるのか、そもそも私たちの声に耳を傾けてくれるのかという苦いあきらめの気持ちがそこには存在しており、それは現在深刻な事態にたちいたっているのではないか。つまり主権者としての住民の存在が空洞化し始めており、底辺のレベルでの民主主義の危機といえるのではないか。

考えてみると、地方議会の問題は主体的、能動的な主権者を育てる取り組みとして大きな可能性がある。それは一つの民主主義の学校である。第一に、問題の全体が身近で理解しやすく、具体的である。第二にそこに登場する関係者は、その顔がよく見える身近な存在である。そして第三には、主権者がよく考えて行動するとその成果は見通しが立てやすく、自分たちの力で地域を変えて新しいものを創り出していける、自分たちの生活が自分たちの力で守れるという達成感を持ちやすい。つまり主権者としての力を肌を通じて感じることができ、地域の主人公は自分たちだ、という実感をよりもちやすい。そして、私たち菊川9条の会が積極的にこの問題に取り組んできた最大の理由がここにある。そして、それは間違いなく、そう遠からず直面する国民投票の場面において、正しい判断を下す主権者の出現につながっていくだろう。

3、菊川9条の会が今まで取り組んできた事

- ① 議会の問題を扱う場合のみ団体名称を変えた。菊川市9条の会から「菊川市政を考える住民の会」とした。その結果として一定の参加者数を増やした。それと同時に、市政に関心を持つ多くの市民団体が動いているという演出を考えていく事は決して無意味ではない。
- ② 平成20年8月25日 「議会基本条例に関する請願書」の提出。当時市議会の中でも「議会基本条例」制定の動きがあり、これに呼応して市民の立場から、意見表明を公式にあげていく事は極めて重要であった。我々は、議会の透明性。緊張関係のある二元代表制、議員活動の倫理性、陳情や市民説明会などの市民からの意見表明のチャンネルの確保などを特に求めていった。その結果として平成21年に県下初の議会基本条例が制定される。
- ③ さらにその次のステップとして各自治体では「自治基本条例の制定」に進むべきであるが菊川は状況が悪化して、その方向への展望は見いだせていない。(静岡県では36自治体中6自治体で制定)

ただ、ここで報告しておかなくてはならない問題がある。自民党は政策パンフレット『チョット待て!! “自治基本条例”』を発表し、その自治体の憲法ともいべき自治基本条例への反対を提起しており、主権者としての住民の意見を軽視しようとしている。これは自治体レベルにおける憲法論争という側面を持ち始めている。我々の研究と対応が必要である。

- ④ 2017年の市長、市議会選挙において「憲法9条についての公開質問状」を「菊川市憲法9条の会」として全候補者に提出。その結果を記者会見で発表した。
⇒ 護憲17人 改憲 4人 その他2人 無回答 3人
これは自治体レベルでの憲法論議の提起として有意義であった。まさに問題は顕在化されていたといえる。無回答候補者への批判分析をおこなう。
- ⑤ 議会での議員発言について平成17年より有志による監視開始。
⇒ 保守会派 (みどり21 11人) 一人平均4.5回 そのうち一回も発言しない議員1名
市民派会派 及び無所属議員 (6人) 一人平均 10回
議会の空洞化がすすむ。地域ボスとしての議員の劣化。
- ⑥ 平成30年10月22日「議会運営の現状に対する検証と改革に関する請願書」の提出。
この中で求めた三つの問題提起
1、議会基本条例の10年間の検証を議会の主体的責任において行う事。特に「緊張ある二元代表制」の現状分析を要望した。
2、議員と住民意識の乖離の現実を改善するために、議会の責任において議会のHPに各自の議員のページを開き、そこで各議員の活動報告を行わせる事、およびその編集や修正などは各議員の責任で行う事。
3、現在、議会は会派制をとっているが、その中で会派に属さない会派外議員(3人)は、議

会内の活動においていくつかの差別的取扱いを受けており、これはその議員に投票した有権者の参政権を差別する事になり、違法の疑いがあるし、「議員平等の原則」に反するので、ただちに会派制を廃止するか、しかるべき改善を行う事。

- 4、これらの議論の中で、議員定数の過半数を超える保守派の最大会派（11/17人）の存在が問題となった。もし彼らが会派拘束をかけて所属議員を縛ることになれば、その会派は議会の決定を左右する、有権者の目の届かない所で動く「影の議会」になり、我々は少なくとも会派拘束を禁じろと主張しているが、現在結論は出ていない。

⇒ 請願は否決された 別紙資料参照

⑦ 議会改革委員会との話し合いを行う。

第二回目を準備 なお議会改革についての法的側面について専門家の意見聴取を検討中。

・・・議論はつづいています。

3、再び9条を守る問題との関連について

この10年間、菊川市憲法9条の会として、菊川市議会を対象にさまざまな活動を展開してきたが、つくづくと感じているのは、地方自治は「民主主義の学校」であるという事である。

このような古い農村型の地域社会において、護憲というようなスローガンの、いわば都市型の運動の展開を目指すことはなかなか困難である。しかも人間は、思想やスローガンだけでは運動を継続するためのエネルギーはいつの間にか、日常性の中で衰え、運動を担う人たちはくたびれはてしてしまう。

だがこのように地方自治体の日常生活のレベルで運動を提起していくことは、前述のように大変取り組みやすいし、多くの市民を結集する力をもっている。そして、実際新しい仲間も少しずつふえつつあるのだが、我々はそういう新しい仲間に対していきなり教条的に9条の問題を提起はしていない。むしろ、身近な暮らしの問題の延長線上の話として、「そういえば、このごろのあべさんもへんよねえ」と茶飲み話しから始めていくことがいいと思われる。とにかく茶飲み話しのレベルで、政治や憲法のはなしをすることに違和感はなくなりつつあるし、それは実は今までの地域社会の空気がすれば驚異的な事なのである。

もちろん今までのような勉強会や、講演会、署名運動、会報の配布などの運動も軽視していいわけではないし、それなりの取り組みは行われて来た。そして今後も、無理なくできる範囲でそのような活動も続けていかななくてはならないと思っているが、前述のように、主体的、意識的な主権者が菊川のような地域で増えていくことも重要であると思う。東京で運動が広がったとしても、菊川が変わる道筋を持たなければ、運動は決して成功しないのであるから。

そして、各地域自治体には、必ずその地域の暮らしにかかわる、憲法の諸原則に関連している民主的な社会実現のための課題が存在していると思う。それをほりおこし、問題として顕在化公然化するという事から護憲運動への展開を考えていく戦略はもっと検討されていいと思う。

●開会の挨拶（根本代表世話人）

●活動報告

・藤枝

（西ヶ谷）市民アクションで活動をしている（丸2年）。19日行動，チラシ配り、街宣をやっている。2月15日に2周年記念集会と行動提起の集会。85人集まった。笹沼先生「自由と人権の話→平和主義・自衛隊の問題」という流れでの講演。署名活動はやや停滞気味。発議阻止の署名活動に1月から取り組んでいる。従来の署名と発議阻止の署名の区別不明。署名の意義を考えている。

（池田）11.4に前川喜平氏を招へいし講演会、600人超集客。安倍はどうしようもないというのが会場に満ち溢れているのに、支持率がまだ40%ある。この点を考えたいというのが今のテーマになっている。

・菊川

（山内）主力メンバーを欠く中で、2人新しい人（主婦、労働組合の方）が入り、再建に動き始めた。実働が10人未満なのが問題。高齢者ばかりなので、若い人、女性を組織したい。

・竜爪山

（三輪）講演会を企画したが、古賀誠氏に断られた。3.22に馬場利子さんに話をしてもらう予定であったがコロナで中止となった。新署名をも取り組んでいる。9日と19日の署名活動、反応がいい。意見広告への協力依頼。

・磐田

（浅野）会員が高齢化してきている。後継者が欲しい。行動しないとダメだと思っている。新署名にも取り組みたい。

●情勢分析（西ヶ谷・弁）

●今後の運動方針について（山内）

地方自治をテーマに、具体的に行動してきたことについて報告（詳細については「県九条の会」ホームページの資料参照）。

●今後の活動方針

（石川）教育の問題が大切。

（山内）菊川市議会はコロナで議会非公開となった。各地域で集会が中止となってきている。

（石川）政治に対する関心をどう取り戻していくかが大切。教育が大切。社会が劣化している。

（山内）自分がやられているんだということをどう感じてもらえるか。茹でガエルの例。実感を掘り起こすことが大切。半径10m以内の民主主義を考えなければならない。

（石川）自衛隊を認知させたいのが安倍の狙い。日米地位協定改定を求める意見書を県議会の議題にすることが出来た。3月末に議決。→リレートークにて追って報告。次回意見交換会で報告。

【次回意見交換会日程】

7月11日午後1時30分～ 静岡県弁護士会館にて